

衛生害虫駆除補助金について

香芝市内に営業する「スズメ蜂」の巣の駆除を業者に依頼した場合、補助金交付の申請ができます。（詳しくは、香芝市役所環境対策課へお問合せください。）

TEL : 0745-44-3306

【注意事項】

- 補助金の交付総額は予算の範囲内となります。※上限がありますので注意が必要です。
- 補助額は、駆除に要した経費に2分の1を乗じて得た額（100円未満切捨て）で、10,000円が上限ですので注意が必要です。
- 交付決定手続きは、申請書の“受付順”で行います（※駆除した順ではありません）、また、申請は駆除した日から起算して、“90日以内”までとなっていますので、駆除後速やかに申請いただくなど注意が必要です。
- 交付申請を受付けた場合でも、前申請者の交付決定により、予算残額が補助額の上限額である10,000円を下回った場合は、不交付決定となる場合がありますのでご了承ください。



部分のみ記入願います。
※請求書の日付は記入しないでください

第1号様式（第5条関係）

香芝市長 様

年 月 日

申請者住所
氏名
電話

香芝市衛生害虫駆除補助金交付申請書

次のとおり補助金の交付を申請します。

補助金交付申請額	金 円
駆除期間	年 月 日 ~ 年 月 日
駆除場所	香芝市
駆除業者	
駆除費用	円
添付書類	1 駆除に要した費用の領収書 2 駆除前及び駆除後の状況写真 3 その他市長が必要と認める書類
その他	

備考

- 補助金の額は、駆除に要した経費に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）です。ただし、補助金の限度額は、10,000円です。
- 補助金の申請期間は、駆除を実施した日から起算して90日以内です。
- 補助金は、予算の範囲内で交付します。ただし、予算の残額が10,000円未満になった場合は、補助金交付申請額にかかわらず、補助金を交付することができません。
- 補助金の交付又は不交付の決定に係る手続きは、受付順に行います。
- 補助金の交付又は不交付の決定に係る審査を適正に行うため、市職員が現地調査等を行うことがあります。

第4号様式（第8条関係）

香芝市長 様

年 月 日

申請者住所
氏名
電話

香芝市衛生害虫駆除補助金請求書

年 月 日付け香芝市指令 第 号により交付決定のありました香芝市衛生害虫駆除補助金について、次のとおり請求します。

金 円

なお、補助金は、次の金融機関に振り込んでください。

金融機関名	
支店名	本店 ・ 支店 ・ 出張所
口座種別	1 普通 2 当座
口座番号	
口座名義人	(フリガナ)

添付書類 振込口座が確認できる書類の写し

各様式の必要添付書類は、必ず申請時にお持ちください。不足がある場合は、受付ができない場合がありますのでご注意ください。

- <申請書添付> ▶ **駆除に要した費用の領収書**
（申請者本人名義及びスズメ蜂の駆除であることが明記されているものに限る。）
- ▶ **駆除前及び駆除後の状況写真**
（蜂の巣が全体像と詳細ともに明瞭に撮影されているものに限る。）
- <請求書添付> ▶ **振込口座が確認できる書類の写し**
（申請者本人名義のものに限る。 ※例：通帳の写しなど）